

## 請負契約書【案】

1. 契約件名 愛知運輸支局の登録事項等証明書交付業務等の委託業務

2. 契約金額 総額 円  
(うち消費税及び地方消費税額 円)  
別表のとおり

3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 契約履行場所 中部運輸局愛知運輸支局 登録担当内

5. 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

上記の業務について、支出負担行為担当官 中部運輸局長 中村 広樹（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）  
は、次の条項により業務契約を締結する。

第1条 乙は、この契約書に基づき、別添「仕様書」に従い、日本国の法令を遵守し、  
信義に従って誠実に契約を履行しなければならない。

第2条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は  
請け負わせてはならない。

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ  
てはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第4条 乙は、乙の職員の身元及び風紀、規律の維持について一切の責任を負い、甲  
が著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して必要な措置をとる  
べきことを請求することができる。

第5条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって、業務を行う上で知り得た秘密を他  
人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第 6 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 7 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 8 条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第 9 条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第10条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第11条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとし、第三者にその取扱を伴う事務を再委託してはならない。

第12条 乙は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに甲に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第14条 甲は、乙における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。

また、甲は必要と認めるときは、乙に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

第15条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第16条 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第17条 甲は、監督職員を定めたときは、その官職を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2. 監督職員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののか、業務の指導・監督を行う。又、必要があるときは乙に改善を要求する権限を有する。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、契約内容を履行することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

第19条 甲は、乙が毎月業務終了後、提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

2. 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示してこれを乙に返付するものとする。この場合、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第20条 甲は、約定期間内に代金の支払をしないときは、乙に対し遅延利息を支払わなければならない。

2. 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%とする。ただし、乙が代金の受領を遅延した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3. 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第21条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものといい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2. 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第22条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 乙から契約解除の申し出があったとき。
- ② 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、以降も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
- ③ 乙が甲又は監督職員、若しくはその指定する職員の指示に従わなかったとき。
- ④ この契約の履行について、乙又は乙の職員に不正行為があったとき。
- ⑤ 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等をうけたとき。
- ⑥ 破産、民事再生、会社整理、会社更生の申立があったとき。
- ⑦ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ⑧ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ⑨ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑫ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が⑦から⑪までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑬ 乙が、⑦から⑪までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（⑫に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ⑭ その他、乙の責に帰すべき事由の発生により本契約を継続しがたいとき。
- ⑮ 甲の都合により解約を必要とするとき。

2. 前項①から⑯の場合において、乙は違約金として解約部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、その金額が1円未満であるとき及び乙の責に帰さない事由があるときは、この限

りでない。

3. 甲又は乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議する。

第23条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2. 甲は、前条の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第24条 乙は、業務を行うにつき、乙又は乙の職員の責に帰すべき事由により、甲及び愛知運輸支局職員並びに第三者に対して損害を及ぼしたときは、損害賠償の責に任ずるものとし、その額については甲、乙協議して定めるものとする。

2. 乙は、乙の職員が甲の責に帰すべき事由によらず、業務を行うにつき被った損害についてはこれを保証するものとし、甲は、一切の責任を負わないものとする。
3. 前項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたるものとする。

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書2通を作成し、甲乙各自保管する。

令和8年4月1日

甲　　名古屋市中区三の丸2丁目2番1号  
　　支出負担行為担当官  
　　中部運輸局長　中村　広樹

乙

## 契約金額 各月内訳

	月額(消費税抜)	月額(消費税込)	消費税額 (消費税率:10%)
令和8年4月			
令和8年5月			
令和8年6月			
令和8年7月			
令和8年8月			
令和8年9月			
令和8年10月			
令和8年11月			
令和8年12月			
令和9年1月			
令和9年2月			
令和9年3月			
合計			

単位:円